

一般社団法人日本独文学会 定款

(2019年4月1日施行)

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、一般社団法人日本独文学会（以下「本会」という。）と称する。
- 2 本会のドイツ語名は、「Japanische Gesellschaft für Germanistik」とする。
 - 3 本会の英語名は、「Japanese Society for German Studies」とする。

(事務所等)

- 第2条 本会は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。
- 2 本会は、理事会の決議を経て必要な地に支部及び部会を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 本会は、研究発表会の開催及び機関誌の発行等を行い、ドイツ語、ドイツ文学及びドイツ語教育の研究及び普及に貢献することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 研究発表会、講演会の開催
 - (2) 各種の研究部会・委員会による共同の研究ならびに調査
 - (3) 機関誌等出版物の刊行
 - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

- 第5条 本会に次の会員を置く。
- (1) 正会員 本会の目的に賛同する個人
 - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する企業、学術交流機関等の団体
- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

- 第6条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、所定の手続きを経て理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

- 第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、会費規程において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。
- 2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(任意退会)

- 第8条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
- 2 退会する会員は、未納の会費を納入しなければならない。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) 本会の名誉を著しく傷つける行為を行った場合。

- (2) 本会の目的を明らかに著しく損なう行為を行った場合。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 第7条の会費の支払義務を4年以上履行しなかったとき。
- (4) 正会員の全員が同意したとき。
- (5) 当該会員が死亡または解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 会費に関する規程の改廃
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 会員に関する規程の改廃
- (7) 理事候補者の選出に関する規程の改廃
- (8) 解散及び残余財産の帰属に関する決定
- (9) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、総会に出席した正会員より選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会に出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該総会において正会員30名以上の出席が無い場合においては、決議は成立しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 会員の除名
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。
- 4 正会員は、書面による議決権の行使ができる。
- 5 代理人及び書面により議決権を行使した者は、総会の出席者として取り扱う。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 総会に出席した会長及び正会員より選出された議事録署名人1名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 19 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 30 名以内

(2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事の選任にあたり総会は、別途定める理事候補者の選出に関する規程により実施される選挙の結果を参考にすることができる。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、重任は連続2期までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、重任は連続2期までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了等により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(責任の免除)

第 25 条 本会は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 26 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 評議員

(評議員)

第 31 条 本会は、評議員を置くことができる。

2 評議員については、別に定める規程による。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 32 条 本会は、委員会を置くことができる。

2 委員会については、別に定める規程による。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 33 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 本会の事業計画書、収支予算書については、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を得ねばならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

（剰余金の分配禁止）

第 36 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 10 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 37 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 38 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 39 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人または公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与し帰属させるものとする。

第 11 章 公告の方法

（公告の方法）

第 40 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。